

第4回新型インフルエンザ等対策本部会議

令和2年5月8日

15時～

第2会議室

- ・本部長あいさつ

- ・情勢報告

- ・村の対応について

- ・その他

新型コロナウイルス対策本部会議（第4回）

5月8日 15:00～ 第2会議室 出席：補佐以上、消防主任
欠席：次長、室長、消防主任

本部長挨拶

- ・5/31まで宣言を延長したが、休業要請等解除の県も出てきた。長野県は都市との交流も多く慎重な対応。連休中、外出を控えた努力のおかげで感染者も減少した。引き続き気を緩めないよう自粛をお願いしたい。国の給付金、支援も固まった。村の支援も住民のみなさんに届けたい。

情勢報告

- ・木曾保健所管内の感染症検査等の状況（5/7 17時現在）
- ・緊急事態宣言の期間の延長（5月31日まで）を受けた長野県の対応について。

村の対応について

総務課

- ・分散業務は当面の間継続する。
- ・村の支援策等について、回覧する。（別紙）
- ・定額給付金は本人確認の写しが必要となるため、コピー機を利用できる対応をする。

住民課

- ・子育て応援給付金は要綱を5月1日付で告示。（総務回覧）
- ・国保税の減免対応、国民健康保険・後期高齢者医療保険の傷病手当、地方税の徴収猶予を検討している。

福祉健康課

- ・乳がん・子宮がん検診を5月27日に予定している。緊急事態宣言が解除された場合は実施。

産業振興課

- ・経済支援給付金は要綱を5月1日付で告示。（総務回覧）

会計管理者

- ・給付金の第1回支払日は5月29日となる。

教育委員会

- ・県立の学校は5月22日まで休校。村内の小・中学校はGWから2週間様子を見る期間を設け5月20日まで休校とする。5月11日から分散登校を行う。
- ・保育園は5月20日まで自由登園、子育て支援センターは5月31日まで一時預かりのみ。放課後子ども教室は5月20日まで。
- ・社会体育施設の利用について、村民体育館（5月31日まで休館）図書室・資料

館（5月16日から開館）地区館・分館（5月16日から3密回避を条件に利用制限を解除）

- ・公民館活動等、関係団体の活動の自粛（5月16日から解除）

その他

- ・村内の飲食店がテイクアウト、弁当の販売を4月14日から開始している。

閉会 15 : 53

新型コロナウイルス感染症対策の情報 ②

令和2年5月8日

新型コロナウイルス感染症対策に関する国・県・村の最新情報をお知らせします。

特別定額給付金（国給付金）

4月27日現在の村民一人当たり10万円が給付されます。

申請書は **5月11日以降**に各世帯へ郵送されます。申請書を役場へ返送することで申請が完了し、指定の金融機関口座へ世帯人数分が振り込まれます。
振り込みは最も早い場合 5月29日の予定です。

申請は郵送が原則ですが、申請方法等でお困りの人を対象に特設受付を中央公民館、野尻地区館、須原地区館に開設します。詳しくは申請書に同封する案内通知をご確認ください。

※マイナンバーカードをお持ちの方はオンライン申請が可能です。詳しくはマイナポータルホームページをご確認ください。

問い合わせ:役場 総務課 企画財政係 ☎ **55-3080

感染症対策子育て応援給付金(大桑村独自事業)

4月30日現在、大桑村に住所がある平成14年4月2日以降生まれの人に一律2万円を給付します。5月29日に児童手当振込口座または福祉医療費振込口座へ振り込む予定です。申請などは特に必要ありませんが、該当世帯には事前にお知らせを郵送します。

問い合わせ:役場 住民課 住民係 ☎ **55-3080

感染症対策経済支援給付金(大桑村独自事業)

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、売上額が減少した事業者及び個人収入額が減少した被雇用者を支援するため、大桑村独自の支援給付金を支給します。詳しくはお問い合わせください。

事業者	対象	・ 村内に事業所を有する従業員数20人以下または個人の事業者 ・ 令和2年3月から5月までの売上額が前年同月と比較して20万円以上減少した者
	給付金額	= 減少額×1/2 (千円単位:上限30万円)
被雇用者	対象	・ 村内に住所がある者 ・ 令和2年3月から5月のうち、1ヶ月分の個人収入額が令和2年1月の個人収入額と比較して4割以上減少した者
	給付金額	= 減少額 (千円単位:上限10万円)

問い合わせ:大桑村商工会 ☎**55-3130 役場 産業振興課 商工観光係 ☎**55-3080

※詐欺に注意!!

国や役場からお金の振込やATMの操作を依頼したりすることは絶対にありません。怪しいと思ったら役場か警察署へ連絡を。

発行:大桑村役場

大桑村告示第37号

大桑村新型コロナウイルス感染症対策子育て応援臨時給付金事業実施要綱を次のように定める。

令和2年5月1日

大桑村長 貴 舟 豊

大桑村新型コロナウイルス感染症対策子育て応援給付金実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染拡大による、子育て世帯における経済的負担増大への影響を緩和するため、子育て世帯に対し大桑村新型コロナウイルス感染症対策子育て応援給付金(以下「給付金」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 給付金の給付対象者は、平成14年4月2日以降に出生し、令和2年4月30日において本村の住民基本台帳に登録されている者とする。

(給付金額)

第3条 給付金の額は、前号に定める者1人につき20,000円とする。

(給付方法)

第4条 給付方法は、次のいずれかの口座に振込により支給する。

(1) 大桑村児童手当振込口座

(2) 前号の登録がない給付対象者は、大桑村福祉医療費給付金振込口座

(支給日)

第5条 支給日は村長が定める日とする。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和2年7月31日限り、効力を失う。

大桑村告示第38号

大桑村新型コロナウイルス感染症対策経済支援給付金交付要綱を次のように定める。

令和2年5月1日

大桑村長 貴 舟 豊

大桑村新型コロナウイルス感染症対策経済支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上額が減少した事業者及び個人収入額が減少した被雇用者を支援するため、予算の範囲内で大桑村新型コロナウイルス感染症対策経済支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて大桑村補助金等交付規則(昭和53年大桑村規則第18号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条の規定による小規模企業者（おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下の事業者をいう。）及び小企業者（おおむね常時使用する従業員の数が5人以下の事業者をいう。個人事業者を含む。）（以下「事業者」という。）をいう。ただし、チェーン店及びフランチャイズ直営店は除く。
- (2) 売上額 所得税申告書作成の際に用いる月別売上（収入）金額をいう。
- (3) 被雇用者 雇用者に雇用されている者で、雇用者から月額基本給等が支払われている者（以下「被雇用者」という。）をいう。ただし、学生は除く。
- (4) 個人収入額 雇用者から支払われる月額基本給等。ただし、休業手当を含み、その他の手当は含まない。

(給付金の対象者)

第3条 給付金の対象者(以下「対象者」という。)は次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 村内に令和元年12月31日以前から事業所を有し、新型コロナウイルスの影響により売上額が減少した事業者
- (2) 村内に令和元年12月31日以前から住所を有し、新型コロナウイルスの影響により勤務が停止又は減少により個人収入額が減少した被雇用者
- 2 対象者は村へ、令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票のいずれかを提出済みの者であること。また、村長が必要と認める書類の提出が可能な者とする。
- 3 対象者は、令和2年1月分までの村税、使用料等村へ滞納がない者とする。
- 4 対象者は、大桑村暴力団排除条例(平成23年大桑村条例第12号)に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- 5 対象者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者でないこと。
- 6 前各項の規定にかかわらず、村長が特に必要と認めるときは、対象者とすることができる。

(給付金の交付条件)

第4条 給付金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業者は、令和2年3月から同年5月までのうち、各月それぞれの売上額若しくは2箇月分又は3箇月分の売上額の合算額が、これらの前年同月の売上額又は売上額の合算額と比較して20万円以上減少していること。ただし、減少額が60万円を超えた時点で以降の月の売上額の比較は不要とする。
- (2) 被雇用者は、令和2年3月から同年5月までのうち、1箇月分の個人収入額が令和2年1月の個人収入額と比較して40%以上減少していること。
- 2 前項各2号の前年同月の売上額又は売上額の合計額及び令和2年1月の個人収入額と比較できない場合は、村長と協議するものとする。

(給付金の交付額)

第5条 給付金の交付額は、次のとおりとする。

- (1) 事業者は、令和2年3月から同年5月までのうち、各月それぞれの売上額若しくは2箇月分又は3箇月分の売上額の合算額を、こ

これらの前年同月の売上額又は売上額の合算額から差引いて得た額に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた額）とし、30万円を上限とする。

(2) 被雇用者は、令和2年3月から同年5月までのうち、1箇月分の個人収入額を令和2年1月の個人収入額から差引いて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた額）とし、10万円を上限とする。

（給付金の交付申請）

第6条 給付金の申請は1回限りとし、給付金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大桑村新型コロナウイルス感染症対策経済支援給付金交付申請書（様式第1-1号：事業者用、様式第1-2号：被雇用者用。以下「申請書」という。）に村長が必要と認める書類を添えて令和2年7月31日までに村長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 村長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容の審査を行い、給付金の交付の可否を決定し、大桑村新型コロナウイルス感染症対策経済支援給付金交付（不交付）決定通知書（様式第2号。以下「決定通知」という。）を申請者に通知するものとする。

2 村長は前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、給付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて給付金の交付の可否を決定することができるものとする。

（給付金の請求）

第8条 前条の決定通知を受けた申請者（以下「給付決定者」という。）は、速やかに大桑村新型コロナウイルス感染症対策経済支援給付金請求書（様式第3号。以下「請求書」という。）に村長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第9条 村長は、給付決定者が、偽りその他不正な手段により給付金の交付を受けたときは、給付金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に給付した給付金の返還を求めることができる。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和2年9月30日限り、その効力を失う。ただし、第9条に規定する給付金の交付決定の取消し及び給付金の返還の求めについては、同日後もなおその効力を有する。